

浄化槽を使用されている皆様へ

久喜市からのお願い

浄化槽の法定検査を必ず受けましょう!

浄化槽法では、浄化槽の管理者（世帯主の方など）は、**保守点検**（浄化槽の機器等の点検）と**清掃**（たまつた汚泥等の引き抜き）、そして、**法定検査**を受けることが義務づけられています。

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が正しく行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを確認する年1回の検査です。浄化槽が正常に機能していないと、浄化槽から悪臭が発生したり、水路、河川を汚したりします。ひどい場合には、害虫や大腸菌等の発生原因にもなります。

この通知をきっかけに、浄化槽が正しく管理されているか確認してください。

その確認が、久喜市の目標とする『水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て・未来につなぐまち「久喜」』を実現するための一歩となりますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

※裏面もご覧ください。

よくある質問

Q1 法定検査はどこに頼めばいいのか？

A1 法定検査は、埼玉県知事が指定した検査機関である、一般社団法人埼玉県浄化槽協会で受検してください。同封したハガキ、もしくは埼玉県浄化槽協会のホームページや電話からお申し込みください。

Q2 法定検査の費用は？

A2 一般家庭用（10人槽以下）で5,000円です。
11人槽以上は下記の表のとおりです。

処理人数	10人槽以下 (一般家庭)	11~20 人槽	21~50 人槽	51~300 人槽	301~500 人槽	501人槽 以上
検査費用	5,000円	7,000円	10,000円	13,000円	15,000円	32,000円

Q3 保守点検・清掃を行っているが法定検査を受検する必要があるのか？

A3 保守点検は浄化槽の装置や機能の調整、修理、消毒剤の補充や汚泥の状況を確認するものです。一方、法定検査は、浄化槽の放流水の水質検査や、日常の保守点検や清掃が適正に行われているかなど、浄化槽機能の総合診断を行い市に報告するもので、浄化槽管理者に義務づけられているものです。

Q4 埼玉県浄化槽協会とは、どんな団体ですか？

A4 浄化槽法第57条に基づき、
埼玉県知事が指定した水質に関する検査を行う機関です。

Q5 浄化槽を使用していないのに通知が届いた。 浄化槽管理者（所有者）が違う名義で通知がきた。なぜですか？

A5 浄化槽を廃止した場合は廃止届の提出、また、管理者（所有者）が変更になった場合は変更届の提出が必要になります。届出を提出していない場合、誤った情報で通知が届く可能性があります。
お手数ですが、同封したハガキ「浄化槽に関する廃止・変更の届出」にて訂正等のご連絡をお願いいたします。